

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
鐺川地区施設機能保全計画等策定業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	令和 6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業鐺川地区施設機能保全計画等策定業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的) 第 1-2 条	本業務は、国営鐺川地区農業水利事業で造成された導水路及び幹線水路について、過年度業務にて未実施区間の施設機能診断調査を行い、機能保全計画（長寿命化計画）の修正、事業対象施設の施設計画・事業費等の精査を行うものである。														
(場所) 第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、群馬県富岡市他 2 市 2 町で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。														
(管理技術者) 第 1-6 条	管理技術者は、設計共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門														
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木														

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1-7 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、博士（当該業務に該当する技術部門）及び農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工 学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次の とおりとする。 ① 業務計画作成時 ② 管理水準及び機能診断対象施設・区間の精査時 ③ 機能診断調査及び健全度評価の精査時 ④ 機能保全コスト及び、事業対象箇所の精査時 ⑤ 事業対象施設の施設計画及び概算工事費の精査時 ⑥ 報告書とりまとめ時 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工 学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工 学													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1- 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業 務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の 登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象と し、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業 務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保 険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容												
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所・監 修</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td rowspan="4">農林水産省農村振興局 整備部水資源課施設保 全管理室</td><td>令和 5 年 4 月</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」</td><td>平成 28 年 8 月</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」</td><td>平成 28 年 8 月</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」</td><td>平成 28 年 8 月</td></tr></table> ※ 農 業 水 利 施 設 の 機 能 保 全 の 手 引 き は、 農 林 水 産 省 ホ ー ム ペ ー ジ (https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html) より入手可能。	名 称	発 行 所・監 修	制定(改訂)年月	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課施設保 全管理室	令和 5 年 4 月	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	平成 28 年 8 月	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	平成 28 年 8 月	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」	平成 28 年 8 月
名 称	発 行 所・監 修	制定(改訂)年月											
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課施設保 全管理室	令和 5 年 4 月											
農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」		平成 28 年 8 月											
農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」		平成 28 年 8 月											
農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」		平成 28 年 8 月											
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>作業予定期間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>南牧導水路</td><td rowspan="4">別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。</td><td></td></tr><tr><td>南 1 号幹線</td><td></td></tr><tr><td>南 2 号幹線</td><td></td></tr><tr><td>甘楽幹線水路</td><td></td></tr></table> (4) 現地踏査及び現地調査に必要な仮設工及び交通誘導員等に要する費用については、本業務の一環として作成する現地調査計画等に基づき、協議の上、設計変更により処理するものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者（鐺川土地改良区及び甘楽多野土地改良区）と日程調整を行うものとする。 (6) 調査対象施設である南牧導水路、南 1 号幹線、南 2 号幹線、甘楽幹線水路は、落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は監督職員と協議する。 (7) 管内等の調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。	施設名	作業予定期間	備 考	南牧導水路	別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。		南 1 号幹線		南 2 号幹線		甘楽幹線水路	
施設名	作業予定期間	備 考											
南牧導水路	別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。												
南 1 号幹線													
南 2 号幹線													
甘楽幹線水路													
(対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象となる施設については、別紙 1【作業項目表】2) のとおりである。												

項 目	内 容																								
(参考図書) 第 2-4 条	本作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所・監 修</th><th>制定(発行)年月</th></tr><tr><td>コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針-2013-</td><td rowspan="2">(公社)日本コンクリート工学会</td><td>令和 4 年 6 月</td></tr><tr><td>コンクリート診断技術 ’ 20</td><td>令和 4 年 5 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書(設計編)</td><td rowspan="3">(公社) 土木学会</td><td>令和 5 年 3 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書(施工編)</td><td>令和 5 年 9 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書(維持管理編)</td><td>令和 5 年 3 月</td></tr></table>	名 称	発 行 所・監 修	制定(発行)年月	コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針-2013-	(公社)日本コンクリート工学会	令和 4 年 6 月	コンクリート診断技術 ’ 20	令和 4 年 5 月	コンクリート標準示方書(設計編)	(公社) 土木学会	令和 5 年 3 月	コンクリート標準示方書(施工編)	令和 5 年 9 月	コンクリート標準示方書(維持管理編)	令和 5 年 3 月									
名 称	発 行 所・監 修	制定(発行)年月																							
コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針-2013-	(公社)日本コンクリート工学会	令和 4 年 6 月																							
コンクリート診断技術 ’ 20		令和 4 年 5 月																							
コンクリート標準示方書(設計編)	(公社) 土木学会	令和 5 年 3 月																							
コンクリート標準示方書(施工編)		令和 5 年 9 月																							
コンクリート標準示方書(維持管理編)		令和 5 年 3 月																							
(貸与資料等) 第 2-5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>番号</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2</td><td>平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区事業計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区耐震診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4</td><td>令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区施設整備計画検討その他業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>5</td><td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎗川地域事業地区概定その他業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>6</td><td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区事業計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>7</td><td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr></table>	番号	貸 与 資 料	数量	1	平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務	1 式	2	平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区事業計画検討業務	1 式	3	平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区耐震診断業務	1 式	4	令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区施設整備計画検討その他業務	1 式	5	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎗川地域事業地区概定その他業務	1 式	6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区事業計画検討業務	1 式	7	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区施設計画検討業務	1 式
番号	貸 与 資 料	数量																							
1	平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務	1 式																							
2	平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区事業計画検討業務	1 式																							
3	平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区耐震診断業務	1 式																							
4	令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎗川地区施設整備計画検討その他業務	1 式																							
5	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎗川地域事業地区概定その他業務	1 式																							
6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区事業計画検討業務	1 式																							
7	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎗川地区施設計画検討業務	1 式																							
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-6 条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																								
(技術提案の履行) 第 2-7 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。																								
(業務の成果品質確保対策) 第 2-8 条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。																								

項 目	内 容
第 3 章 作業内容 （作業項目及び数量） 第 3-1 条 （現地作業内容） 第 3-2 条 （作業の留意点） 第 3-3 条	イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 （2）合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 （3）照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 （4）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 （5）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目表】に示すものとする。 現地調査の詳細は次のとおりである。 なお、調査対象施設については別紙 1 【作業項目表】 2）のとおりであるが、過年度整理した管理水準及び機能診断対象施設・区間を精査した上で調査対象施設を設定し監督職員へ協議することとする。 また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (2) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。(4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (5) 第 2-4 条、第 2-5 条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (6) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。

項 目	内 容
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、機能診断作業に係る費用は直接経費に含まれ、機能診断現地調査作業に係る費用は間接調査費に含まれる。 設計共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ(機能診断調査及び健全度評価の精査時) 第 3 回 中間打合せ(機能保全コスト及び事業対象箇所の精査時) 第 4 回 中間打合せ(事業対象施設の施設計画、仮設計画、工事費の精査時) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	

項 目	内 容
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	成果物を設計共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 要約版 1 部
(成果物の提出先) 第 5-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 埼玉県深谷市仲町 12-14 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工や交通整理員の必要が生じた場合。 (10) その他。
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1

令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎚川地区施設機能保全計画等策定業務

作業項目	作業内容	数量	備考
1 準備作業	本業務の実施にあたり下記1)に示す貸与資料の内容把握を行う。	1式	内業
2 現地調査	現地調査及び施設管理者の聞き取りを行い、現況把握をする。	1式	外業
3 管理水準及び機能診断対象施設・区間の精査	下記2)に示す対象施設(過年度機能診断調査未実施のトンネル、サイホン、隧道)を対象に過年度整理した管理水準及び機能診断対象施設・区間を精査する。	1式	内業
4 機能診断調査及び健全度評価の精査	上記3を踏まえ、機能診断調査を行い、過年度整理した健全度評価を精査する。調査施設はトンネル、暗渠、サイホン、隧道、開渠とし、調査方法は水替え済み条件下に直接目視、水中ドローン、水中カメラ等撮影可能な方法で行う。調査数量は100mを想定している。(調査に係る施設管理者、共同施設(水道)との調整は発注者が行う。)	1式	内業及び外業
5 機能保全コスト及び事業対象箇所の精査	上記4を踏まえ、過年度整理した健全度評価、及び機能保全コストを精査し、過年度作成した事業対象箇所について精査する。 機能診断が実施困難な箇所の健全度評価は、近傍の調査済み施設・区間の施設状況(形状、地形、現場条件、標準耐用年数等)、健全度評価を基に整理する。	1式	内業
6 機能保全計画の修正	上記5を踏まえ、過年度作成した機能保全計画(長寿命化計画)の修正を行う。なお、修正した機能保全計画は農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1式	内業
7 事業対象施設の施設計画、仮設計画、工事費の精査			
7-1. 施設計画の精査、主要工事計画の修正	過年度に作成した施設計画(施設の老朽化対策・耐震対策の対策工法)について、過年度までの耐震性能照査の結果、上記4を踏まえて精査を行う。 また、過年度作成した事業計画書(案)の主要工事計画について、これらを踏まえ、修正する。	1式	内業
7-2. 仮設計画の精査	上記7-1の内容を踏まえて、過年度作成した工事実施に必要な仮設計画を現場条件を踏まえ、精査する。	1式	内業
7-3. 工事費の精査	上記7-1.及び7-2.の内容を踏まえ、過年度算定した工事費を精査する。(単価の時点修正を含む)	1式	内業
8 事業費の精査	上記7-4.の概算工事費以外の測量及試験費、用地及補償費、営繕宿舍費、工事諸費を精査する。	1式	内業
9 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	内業
10 点検とりまとめ	各作業項目の成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1式	内業

※1) 過年度機能診断調査、機能保全計画、施設計画及び事業費に係る業務報告書

※2) 南牧導水路、南1号幹線、南2号幹線、甘楽幹線水路